日時 平成２９年８月３日（木）１４：００～１６：００
会場 千葉市生涯学習センター３階　研修室３

第１回 千葉市空家等対策協議会 次第

１ 開会

２ あいさつ

３ 委員紹介

４ 会長および副会長の選出について

５ 議題
（１）千葉市空家等対策協議会運営規程（案）の承認について
（２）千葉市空家等対策協議会の概要と今後のスケジュールについて
（３）本市の空家の現状について
（４）千葉市空家等実態調査について（調査項目・老朽危険度判定について）

６ 事務連絡

７ 閉会

【配布資料】
資　　料 １　委員名簿
資　　料 ２　席次表
資　　料 ３　千葉市空家等対策協議会運営規程（案）
資　　料 ４　千葉市空家等対策協議会の概要とスケジュールについて
資　　料 ５　千葉市の現状について
資　　料 ６　千葉市空家等実態調査の概要と調査項目について
資　　料 ７　論点整理
資　　料 ８　他都市の事例
参考資料 １　空家等対策の推進に関する特別措置法
参考資料 ２　千葉市空家等及び空地の対策の推進に関する条例
参考資料 ３　千葉市空家等及び空地の対策の推進に関する規則
参考資料 ４　千葉市住宅政策審議会（第３次諮問第３次答申）
審議経過及び答申概要

資料１

千葉市空家等対策協議会委員名簿（敬称略）

平成 29 年 8 月 1 日現在

	氏　名	ふりがな	役職等
1	小林　秀樹	こばやし　ひでき	千葉大学大学院工学研究科　教授
2	齋藤　泰斗	さいとう　ひろと	千葉県弁護士会
3	周藤　利一	すとう　としかず	明海大学不動産学部　教授
4	高橋　弘吉	たかはし　ひろよし	(一社)宅地建物取引業協会千葉支部　副支部長
5	林　克忠	はやし　かつただ	千葉市民生委員児童委員協議会会長
6	原口　正子	はらぐち　まさこ	(公社)全日本不動産協会千葉県本部　理事
7	原田　雅男	はらだ　まさお	千葉市町内自治会連絡協議会会長
8	古田　善宏	ふるた　よしひろ	千葉司法書士会　千葉支部
9	松薗　祐子	まつその　ゆうこ	淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科　教授
10	宮下　登久子	みやした　とくこ	(公社)千葉県建築士事務所協会　千葉支部

任期　～平成 31 年 7 月 31 日

資料２

平成29年8月3日（木）
千葉市生涯学習センター3階　研修室3

第1回千葉市空家等対策協議会　　席次表

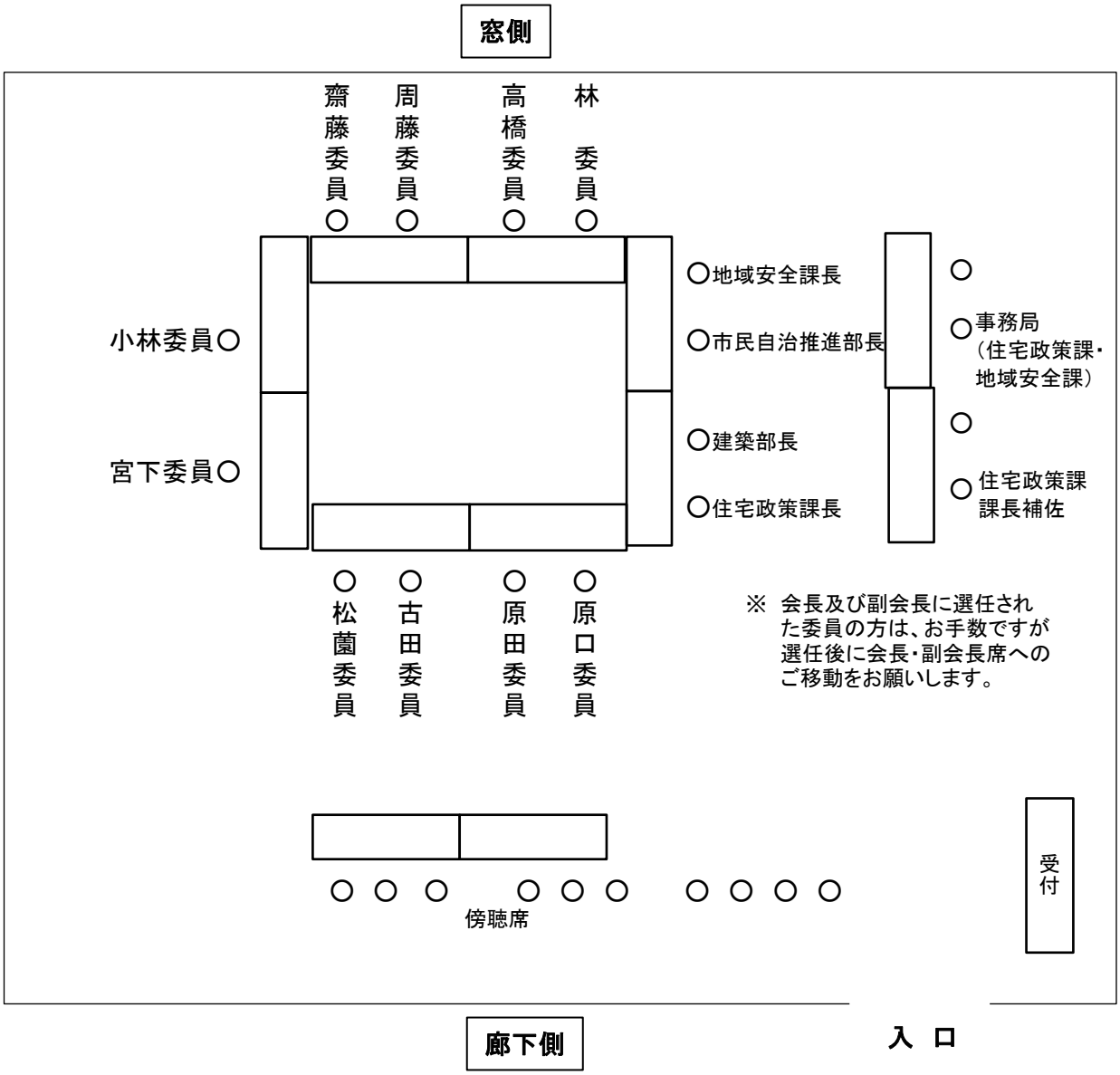

（案）

資料３

千葉市空家等対策協議会運営規程

（趣旨）

第１条　この規程は、千葉市空家等及び空地の対策の推進に関する規則（以下「規則」という。）第３条第７項の規定に基づき、千葉市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の運営について必要な事項を定める。

（会議招集の通知）

第２条　会長は、協議会の開催日の７日前までに、会議の日時、場所及び協議事項を委員に通知しなければならない。ただし、特別の理由のある場合はこの限りではない。

（関係者の出席等）

第３条　協議会は、協議のために必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、または資料の提出を求めることができる。

（会議等の公開）

第４条　会議は、千葉市情報公開条例（平成１２年千葉市条例第５２号）第２５条に基づき、原則として公開するものとする。ただし、千葉市情報公開条例施行規則（平成１２年千葉市規則第９５号）第１２条第１項各号のいずれかに該当する調査審議を行うときは、その会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

２　会議録の作成については、千葉市附属機関等の会議の公開に関する要綱（平成１２年１０月１日施行）の定めるところによる。

３　会議録は会長の署名により承認とみなし、確定することとする。

（庶務）

第５条　協議会の庶務は、都市局建築部住宅政策課において処理する。

（その他）

第６条　この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

（施行期日）

この規程は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

千葉市空家等対策協議会の概要とスケジュールについて

資料４

経緯

○本市では昭和30年以降大量の住宅が長期間にわたって建設されたが、今後人口減少や高齢化等が進み、それらが空家化し管理不全の空家が増加することによる住環境等への影響が懸念されている。
○平成27年5月に空家等対策の推進に関する特別措置法が完全施行され、市町村の役割として「空家等対策計画」を作成し、空家等対策の実施が位置づけられた。
○「空家等対策計画」の策定に向けて、空家等に係る様々な分野の知見を広く聴取するため空家等対策協議会を設置する。

これまでの取り組み

H25.4 千葉市空き家等の適正管理に関する条例施行（調査、指導等）
H25.10空家実態調査(畑町・朝日ヶ丘、こてはし台、大宮台、多部田町の4地区)
①外観調査　⇒全戸数5,260戸、空家数179戸。
②空家所有者に対するアンケート(有効回答数57件)
⇒高齢者の持家の所有率が高く、対処方法について関心が高かった。
H26.3　第4次諮問に対する第3次答申「空き家(既存の住宅資源)を活用した、多世代共生型の地域社会構築に向けた取り組みの方向性について」
H26.6 空家活用相談窓口設置　　(実績：１４０件)(６月末時点)
H27.4 空家活用相談員の現地派遣(実績：　５６件)(　　〃　　)
H27　地域コミュニティ形成のための空家有効活用に関する支援業務委託
H28.4 空家法の運用開始(法に基づく調査、指導等)
H29.8　千葉市空き家等の適正管理に関する条例全部改正
(名称：千葉市空家等及び空地の対策の推進に関する条例)

千葉市の空家等を取り巻く状況

・住宅総数：457,200戸。増加傾向。
・空き家数：52,700戸。空き家率は11.5%。(全国平均13.5%)
・区別空き家数：中央区、花見川区、稲毛区(多い順)
増加傾向にあるのは花見川区、稲毛区、緑区
(H25総務省住宅・土地統計調査)
・住宅着工戸数：8,153戸。増加傾向。
建て方別：共同建の方が一戸建・長屋建よりやや多い。
(H27新設住宅着工統計)

・人口：973,688人(H27)。増加傾向にあるが、H32をピークに減少見込み。
・世帯数：417,540世帯(H27)。増加傾向にあり、今後も増加見込み。
・世帯の内訳：単独世帯で増加傾向。
・単独世帯のうち年齢別：60歳以上で増加傾向。
(国勢調査)

＜詳細は資料5－1参照＞

千葉市空家等対策協議会の概要

＜協議事項＞
・空家等対策計画の作成及び変更に関する事項(空家等実態調査も含む)
・施策の実施に関する事項
・その他空家等対策の推進に関し必要と認める事項
・空家等実態調査に関する協議・報告

＜スケジュール＞

	開催日	内容
第1回	8月3日	･本市の現状説明と検討の進め方 ･空家等実態調査項目（調査項目･老朽危険度判定）の検討
第2回	11月上旬	･空家等対策計画（骨子）、調査状況に基づく空家等対策の取組の方向性検討 ･空家等実態調査状況報告（現地調査中間）及び調査調査（所有者アンケート調査）の検討
第3回	1月下旬	･空家等対策計画（素案）について検討 ･空家等実態調査状況報告（現地調査、アンケート調査中間）
第4回	3月中旬	･空家等対策計画（案）について検討及びとりまとめ ･空家等実態調査報告

庁内会議等手続き

千葉市空家等対策計画の策定

＜根拠法令＞
千葉市空家等及び空地対策の推進に関する条例第4条

＜委員任期＞
平成29年8月1日から平成31年7月31日まで（2年間）

千葉市空家等対策計画で定めること(参考)

第六条　市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。
２　空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　空家等に関する対策の**対象とする地区**及び**対象とする空家等の種類**その他の空家等に関する対策に関する**基本的な方針**
二　**計画期間**
三　**空家等の調査**に関する事項
四　**所有者等による空家等の適切な管理の促進**に関する事項
五　**空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進**に関する事項
六　**特定空家等に対する措置**（第十四条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項若しくは第十項の規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項
七　**住民等からの空家等に関する相談**への対応に関する事項
八　**空家等に関する対策の実施体制**に関する事項
九　その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

(空家等対策に関する特別措置法第6条)

資料５－１

千葉市の現状

１．空家等について

■本市の住宅総数と空き家数　＜住宅総数 457,000 戸のうち、52,700 戸が空き家＞

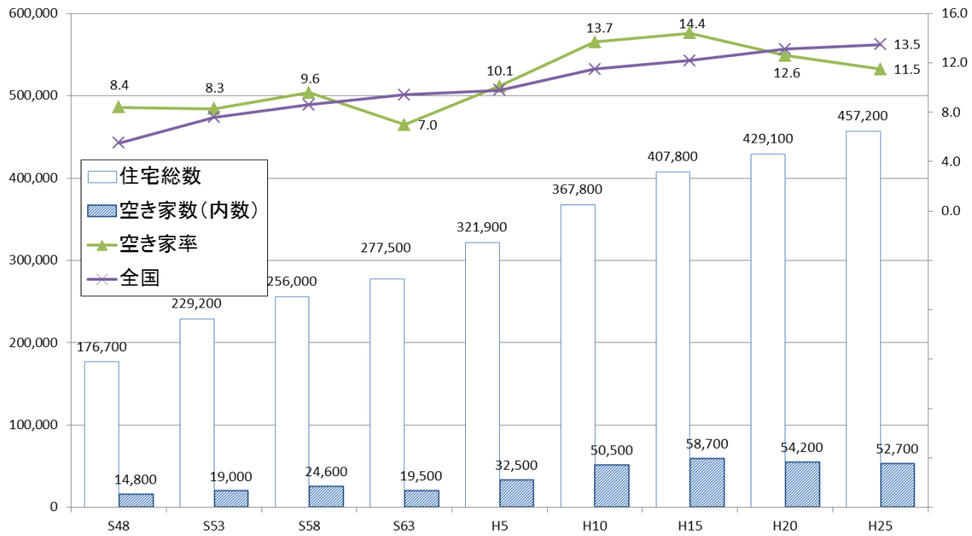

（住宅・土地統計調査）

■空き家の内容　＜「その他の住宅」の割合が増加傾向＞

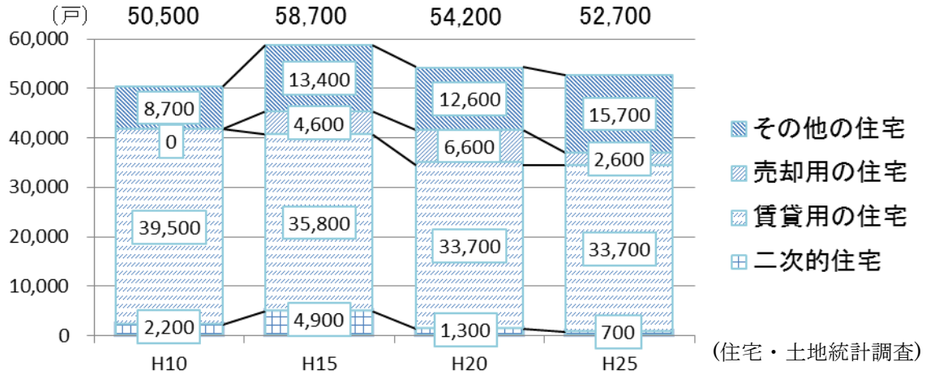

（住宅・土地統計調査）

■H25 腐朽・破損の有無(全 52,700 戸)　＜「その他の住宅」の割合が高い＞

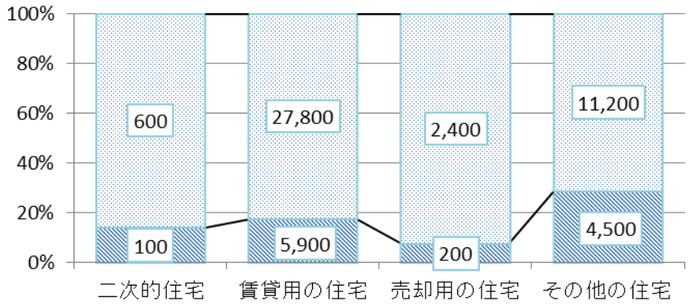

（住宅・土地統計調査）

■区ごとの空き家数　＜中央区が最も多い＞＜花見川区、稲毛区、緑区で増加傾向＞

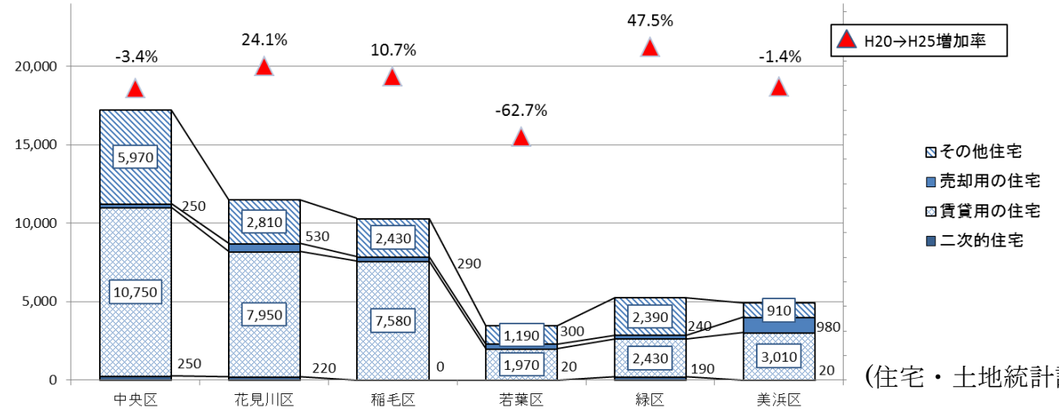

（住宅・土地統計調査）

４．特定空家の実績

■空家に関する対応実績（H28 年度）

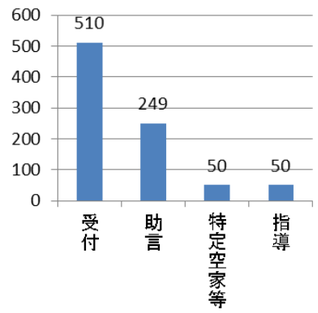

■特定空家等の内訳（重複有）

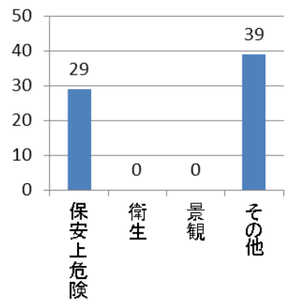

特定空家等に関するフロー図

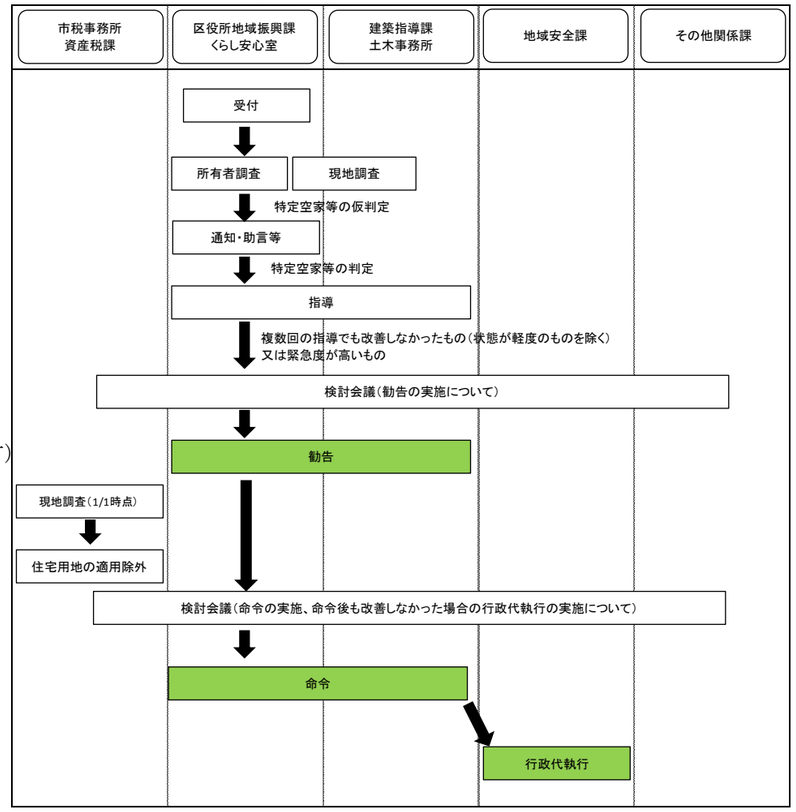

資料５－２

千葉市の現状

２．人口・世帯数について

■人口・世帯の推移（市全体）　＜人口は増加傾向。H32 をピークに減少見込み＞

＜世帯数は増加傾向＞

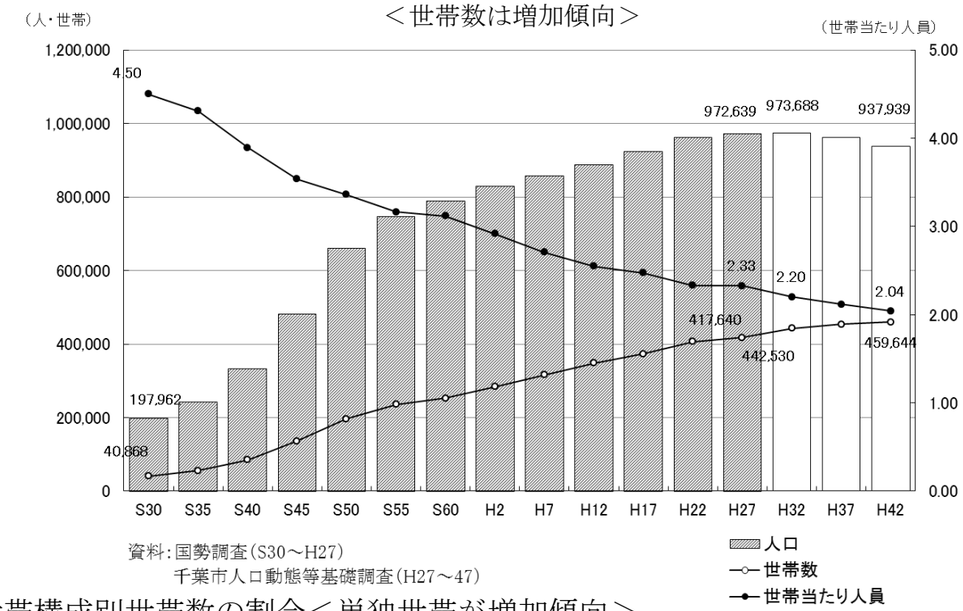

資料：国勢調査（S30～H27）
千葉市人口動態等基礎調査（H27～47）

■世帯構成別世帯数の割合＜単独世帯が増加傾向＞

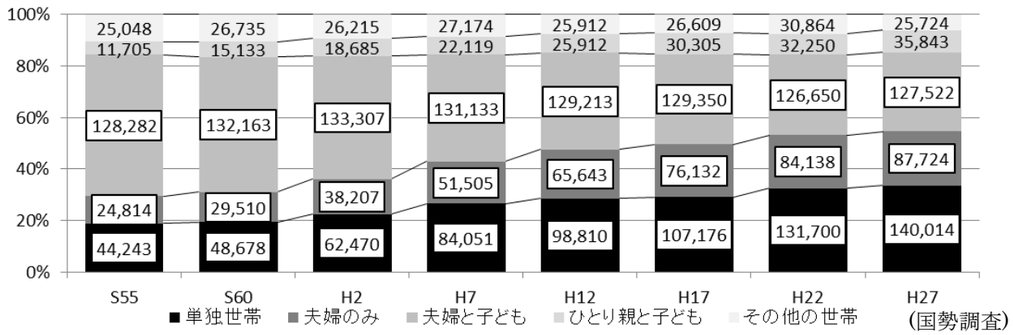

（国勢調査）

■単独世帯の年齢別内訳＜60 歳以上が増加傾向＞

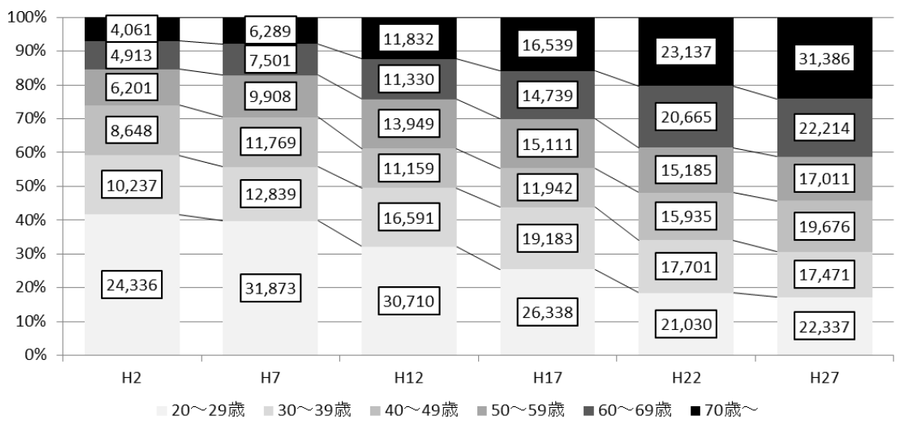

（国勢調査）

３．住宅について

■住宅数、世帯数、1 世帯あたりの住宅数の推移＜1 世帯あたりの住宅の推移は概ね横ばい＞

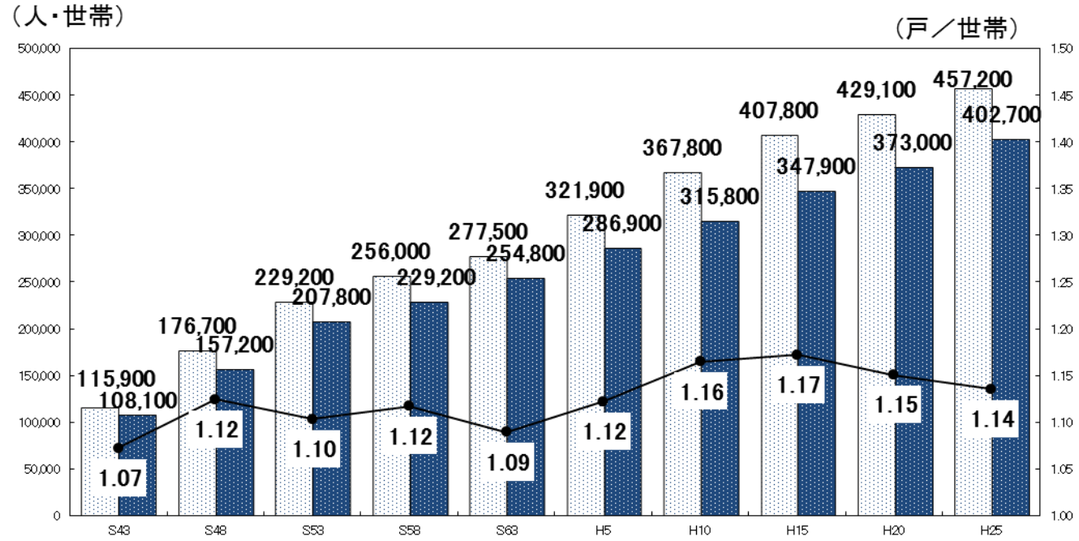

（住宅・土地統計調査）

■住宅着工戸数の推移（建て方別）＜H27 では共同建の方が一戸建・長屋建よりも多い＞

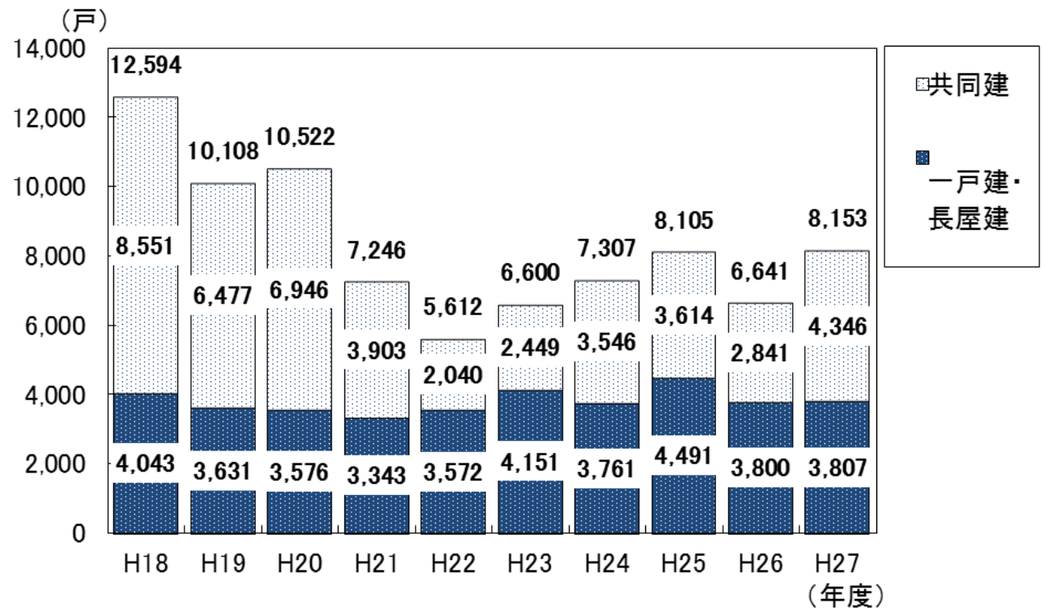

（新設住宅着工統計）

資料６－１

千葉市空家等実態調査概要及び
空家等の現地調査項目及び老朽危険度判定（案）について

１　千葉市空家等実態調査について

◆ 目的

空家等に対する地域の安全性の確保および防災対策の推進、利活用の促進など、空家対策計画策定にあたり検討する施策の充実を図るための基礎資料として、市内の空家等の現状（空家等と推定される戸数、所在地、老朽具合等）及びその所有の状況（原因、維持管理、意向等）について調査する。

◆ 対象建物

千葉市内の「一戸建ての住宅、共同住宅」等

◆ 空家等について

本調査は机上および外観目視での調査となることから、「空家等」とは空家と推定される建物（以下、「空家等候補　」）を示す。

◆ 調査項目

委託項目	調査内容と目的
机上調査	• 水道使用者情報等の資料を基に、現地調査により空家等の推定が必要となる対象を抽出。 • 空き住戸のある共同住宅等を抽出し、分譲と賃貸とに分類することで、市内の共同住宅の空き住戸について調査する。
現地調査	• 机上調査で抽出した家屋について、現地にて調査票（外観目視による調査項目）に基づき家屋の状況等を確認し、空家候補に該当するか判定し、空家候補の戸数や住所、地域特性を調査する。 • 空家等と推定される家屋について老朽危険度の判定を実施し、建物の老朽・損傷状態を調査する。
所有者調査	アンケート調査等各種調査や啓蒙活動を実施するための資料として、各種等により空家等の所有者を特定する。
アンケート調査	特定できた空家等の所有者に、所有の状況（所有者属性、建物利用・管理状況、今後の利用）に関するアンケート調査を実施し、所有者の傾向や意向を把握することで、所有者特性による空家等対策の施策に対するニーズを掴む。
空家管理台帳 空家位置図作成	空家等の実態、地域特性とともに年月による経過を把握していくため、調査結果やそれに付随する調査データから空家台帳・空家位置図を作成する。

２「千葉市空家等実態調査」と協議会のスケジュール（予定）

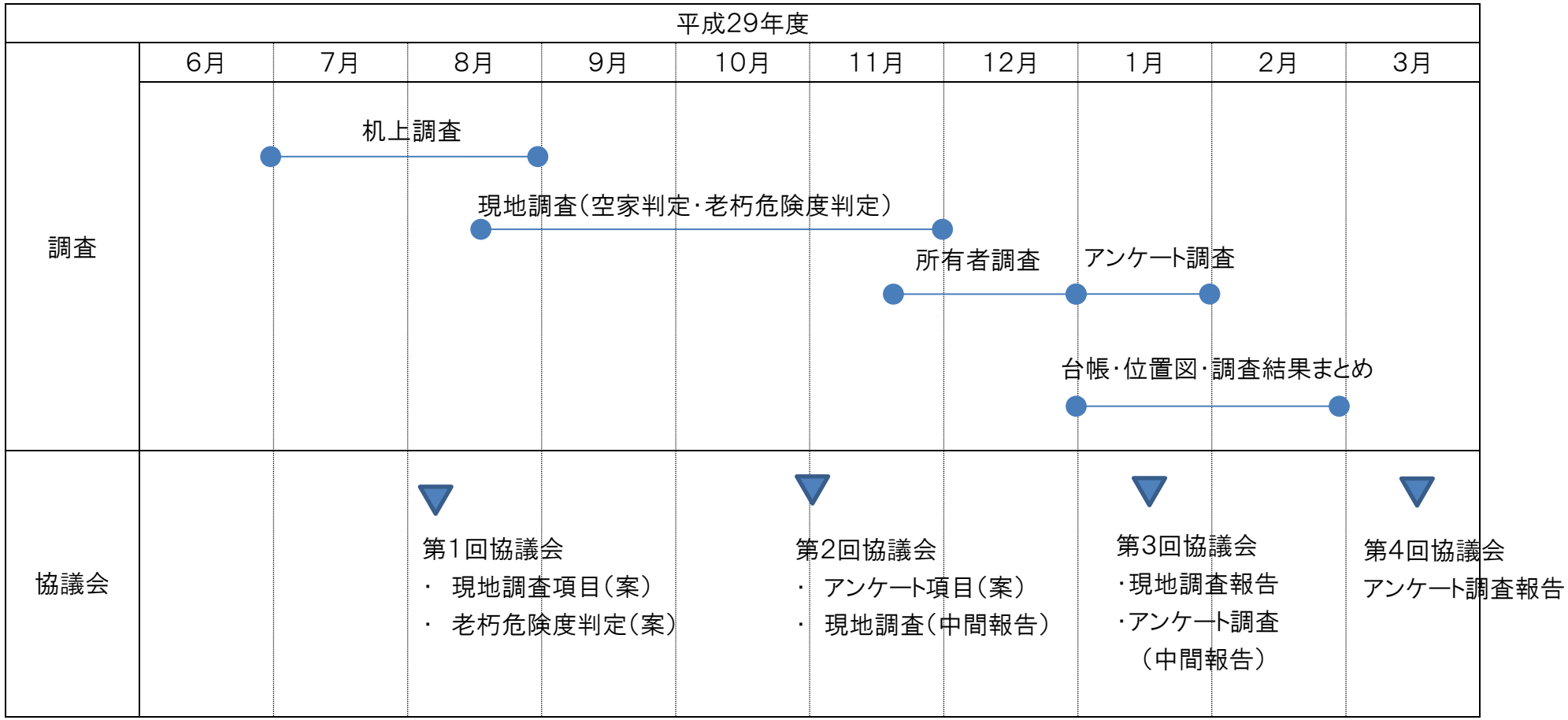

資料６－２

別紙1

空家等現地調査票

空家等の判別

管理項目	管理No		調査日		調査員名	
	所在地				所在者情報	
	通報（苦情等）の有無	無し	有り	（内容）		

① 空家等の判断基準

空家等の判断基準	電気メーター	動いている	動いていない	無し	確認できない	
	水道	開栓	閉栓	無し	確認できない	
	ガス	開栓	閉栓	無し	確認できない	
	郵便受け	塞がれている	溜まっている	溜まっていない	無し	確認できない
	外観	管理されている	管理されていない	人の気配がない	確認できない	
	雨戸	全て締め切り	一部締め切り	締め切り無し	確認できない	
	募集看板	売家看板有り	入居者募集有り	その他看板有り	無し	確認できない
	テレビアンテナ	有り（破損等無し）	有り（破損等有り）	無し	確認できない	
	カーテン	全て締め切り	一部締め切り	締め切り無し	確認できない	
	表札	有り（氏名）			無し	
	生活等のサイン	家庭用品等が見えない	洗濯物がない	鉢植え等が無い	確認できない	
	近隣住民情報	空家である	知らない	情報無し		

② 判断状況

判断状況	空家である	空家ではない	判断できない

建物属性	建て方	一戸建て	併用住宅	共同住宅	長屋	店舗	事務所	倉庫	その他
	構造	木造	RC造	S造	ブロック造	不明
	地上階数	平屋	2階建て	3～5階建て	不明
	竣工時期	平成　　年	昭和　　年	不明
敷地条件	敷地に接している道路の幅員	2m未満	2～4m以上	4m以上	接していない
	敷地面積（㎡）		建築面積（㎡）		延べ面積（㎡）
	門扉	有り（破損無し）	有り（破損有り）	無し	確認できない
	フェンス・塀	有り（破損無し）	有り（破損有り）	無し	確認できない
	擁壁	有り（破損無し）	有り（破損有り）	無し	確認できない
	駐車場の有無	有り　　台	無し	確認できない

③ 管理状況

		内容	管理状態			緊急性の有無	
管理状況	建物	建物の掃除や換気等の有無	管理されている	管理されていない		有り	無し
			分からない	定期的に管理されている（年　回）			
		戸締り	開いている	開いていない		有り	無し
			施錠されている	施錠されていない	分からない		
		外壁の腐朽・破損の有無	全体的に確認	一部の面で確認	腐朽・破損はなし	有り	無し
		屋根瓦やトタン板等の剥がれ等	全体的に確認	一部の面で確認	腐朽・破損はなし	有り	無し
		基礎・土台の腐朽・破損の有無	全体的に確認	一部の面で確認	腐朽・破損はなし	有り	無し
		窓ガラスの破損状況	有り	無し	分からない	有り	無し
		屋上水槽・看板（建物付属）等の傾き・腐食・脱落の有無	有り	無し	分からない	有り	無し
		屋外階段やベランダ等の傾き・腐食・脱落の有無	有り	無し	分からない	有り	無し
	敷地	擁壁の傾き・クラックの有無	有り	無し	分からない	有り	無し
		門塀の傾き・クラックの有無	有り	無し	分からない	有り	無し
		敷地に設置された看板の傾き・腐食・脱落の有無	有り	無し	分からない	有り	無し
		雑草・立木の繁茂の有無	手入れされている	手入れされていない	分からない	有り	無し
			定期的に草刈り、立木の剪定をしている（年　回）				
		ゴミ、自転車等の放置の有無	有り	無し	分からない	有り	無し
		ごみの放置や動物のふん尿、排水等の流出による臭気の発生	有り	無し	分からない	有り	無し
		動物等の住みつき、害虫等の発生の有無	有り	無し	分からない	有り	無し

④ 倒壊等の危険性

倒壊等の危険性	倒壊等の恐れ	有り	無し	分からない	有り	無し

空家等現地調査票

⑤ 利活用について

建物属性	空家類型	二次的住宅（別荘等）	賃貸用	売却用	その他の空家	
	建築後年数	5年未満	5～10年未満	10～20年未満	20～30年未満	30年以上
	物件の状態	すぐ住める	住むには修繕が必要（　　）	住めない（建て替え・跡地利用）		
	居住室の日照	非常に良い	どちらとも言えない	非常に悪い		
	高齢者対応住宅	対応	非対応	判断できない		
	【以下共同住宅】					
	建物名称					
	一棟全体の戸数					
	エレベーターと防犯設備の有無	有り	無し	分からない		
	オートロックの有無	有り	無し	分からない		
立地特性	最寄り鉄道駅からの交通手段	徒歩	バス			
	最寄り鉄道駅からの所要時間	5分未満	5分～10分未満	10～15分未満	15分以上	
	用途地域	住宅系	商業系	工業系	指定なし	
	空家と所有者住所の位置関係	同一敷地内	徒歩10分以内	同一市区町村内	他市区町村	
	道路の接道状況等	有り	無し			

⑥ 所有者意向

所有者意向	活用・除却の意向について	活用	売却	除却	その他
		活用、除却の意思は無い 理由：			

【空家等現地調査票について】

空家等現地は、公道から建物の外観及び敷地の状況を確認し、判定項目から空家候補の判定を行い、空家候補と判定されれば、建物・敷地の特性及び管理状況の調査を行う。公道から目視による調査が基本となるため、公道からでも確認が可能な項目を調査項目としている。

【調査項目について】

① 空家等の判定

電気・水道メーター等の動作状況、生活等のサインの有無を調査する。なお、近隣住民へのヒアリングは実施しないため、地域住民情報は基本的に使用しない項目となるが、地域住民側から接触する場合も想定されるため項目として記載してある。

② 建物属性と敷地条件の調査

建物や敷地の特性を把握するため、建物に関しては建物種別・構造・階数などの基本事項、敷地については敷地面積や工作物の有無を調査する。

③ 管理状況の調査

建物や敷地の管理状態が不適切だと、衛生上有害となるおそれや景観を損なっている状態になるなど周辺の住環境へ悪影響を及ぼすため、建物は清掃・戸締り・破損・腐朽の状態について、敷地は工作物の状態・草木の手入れ・ごみや害虫の有無などを調査する。

④ 倒壊等の危険性

保安上危険となるおそれがあるか建築物の傾斜や構造部材の損傷状態から調査する。

⑤ 利活用の調査（建物属性・立地特性）

対策計画策定において利活用に係る検討をするための情報として建物の状態や立地、交通手段等の特性を調査する。

⑥ 利活用の調査（所有者意向の調査）

アンケート調査での結果を記載する項目として記載。

資料６－３

「老朽危険度判定基準」（外観目視により判定できる項目）

評定区分		評定項目	評定内容	評点		最高評点
1	構造一般の程度	①基礎	イ　構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10		50
			ロ　構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20		
		②外壁	外壁の構造が粗悪なもの※	25		
2	構造の腐朽又は破損の程度	③基礎、土台、柱又ははり	イ　柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25		100
			ロ　基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50		
			ハ　基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100		
		④外壁※	イ　外壁の仕上げ材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの※	15		
			ロ　外壁の仕上げ材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの※	25		
		⑤屋根	イ　屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨漏りのあるもの	15		
			ロ　屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下がったもの	25		
			ハ　屋根が著しく変形したもの	50		
3	防火上又は避難上の構造の程度	⑥外壁	イ　延焼のおそれのある外壁があるもの	10		40
			ロ　延焼のおそれのある外壁の壁面数が 3 以上あるもの	20		
		⑦屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	10		
4	排水設備	⑧雨水	雨樋のないもの	10		10

備考）一の評定項目につき該当評定内容が 2 又は 3 ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。

合計	点

※　界壁の構造や仕上げ材の状況は、住宅内部に立ち入らないと判定できないため、本手引きでは対象としない。

【測定基準について】

老朽危険度を測定して、建物を評価することにより建物利活用や除却などの対策検討に活用する。調査は道路からおこなうため、外観目視により簡易に判定できる項目としている。なお、作成にあたっては国交省、千葉県、埼玉県で作成している手引きやマニュアルを参考とした。

【判定項目について】

① 建物本来の質の程度を評定するための項目。
- 基礎については、年代が古い住宅の一部で存在する柱下その他の要所のみ石、コンクリートブロック等をおいて基礎とする「玉石基礎」や基礎がないものなどは、倒壊等の危険性度の高いものを評定。
- 外壁については、使用材料を一般的な材料と比較し、耐久性や耐力など外壁として当然備えている性能を持っていない構造の場合は評定。

② 建物が年数を経過し、維持管理や災害等により腐朽し、又は損傷しているかの状態を評定するための項目。
- 基礎、土台、柱又ははりについては、傾斜や腐朽、損傷状態の程度を区分して評定。
- 外壁については、仕上げ材料の剥落、腐朽や破損等の程度を区分して評定。
- 屋根については、材料の剥落やずれ、腐朽等の程度を区分して評定。

③ 災害発生の危険性や災害発生時の避難の容易さ（障害の程度）を評定するための項目。
- 外観で確認できる外壁、屋根共で評定。使用材料から火災時に延焼の恐れがあるのかどうかを評定。

④ 排水処理にかんして評定するための項目。
- 外観から確認できる雨樋の有無から、処理の程度を評定。

【評点について】

⑤ 評点については、一定範囲で建物のグルーピングを行う。採点については以下のように設定する。
- 各評定項目のうち、該当内容が複数ある場合においては、各評点のうち最も高い評点を採用。
- 評点の合計が最高評点を超える場合は最高評点とする。

資料７

論点整理

１．　空家等の適正管理(特定空家等を含む)

空家等の所有者に対する普及・啓発

２．　【予防策】空家化を予防するための方策

相続未了、中古住宅の流通、新築抑制　等

３．　【利活用・跡地活用】利活用の推進

空き家バンク、NPO 法人からの意見聴取、グループホーム等への転用等

４．　各専門家団体・地域との連携

市や他団体に望むこと

資料８

他都市の状況

（1）　空家等対策計画の策定状況（国土交通省・総務省報道発表資料より抜粋）

	自治体数(全数)	備考
計画策定済	357(1741)	
うち政令市	13(20)	札幌市、仙台市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市
県内	6(54)	松戸市、習志野市、袖ヶ浦市、南房総市、長生村、鋸南町

＜参考＞

①空家等対策計画策定済み市区町村数（都道府県別）

	市 区 町村数	策定済み 市区町村数	割合		市 区 町村数	策定済み 市区町村数	割合		市 区 町村数	策定済み 市区町村数	割合
北海道	179	33	18.4%	石川県	19	8	42.1%	岡山県	27	3	11.1%
青森県	40	4	10.0%	福井県	17	5	29.4%	広島県	23	10	43.5%
岩手県	33	6	18.2%	山梨県	27	7	25.9%	山口県	19	8	42.1%
宮城県	35	5	14.3%	長野県	77	13	16.9%	徳島県	24	2	8.3%
秋田県	25	7	28.0%	岐阜県	42	5	11.9%	香川県	17	3	17.6%
山形県	35	6	17.1%	静岡県	35	4	11.4%	愛媛県	20	3	15.0%
福島県	59	11	18.6%	愛知県	54	10	18.5%	高知県	34	27	79.4%
茨城県	44	11	25.0%	三重県	29	10	34.5%	福岡県	60	16	26.7%
栃木県	25	3	12.0%	滋賀県	19	6	31.6%	佐賀県	20	3	15.0%
群馬県	35	8	22.9%	京都府	26	3	11.5%	長崎県	21	4	19.0%
埼玉県	63	9	14.3%	大阪府	43	7	16.3%	熊本県	45	4	8.9%
千葉県	54	6	11.1%	兵庫県	41	10	24.4%	大分県	18	6	33.3%
東京都	62	11	17.7%	奈良県	39	9	23.1%	宮崎県	26	3	11.5%
神奈川県	33	9	27.3%	和歌山県	30	8	26.7%	鹿児島県	43	10	23.3%
新潟県	30	7	23.3%	鳥取県	19	2	10.5%	沖縄県	41	―	0.0%
富山県	15	9	60.0%	島根県	19	3	15.8%	合 計	1,741	357	20.5%

※平成29年3月31日時点

（2）空家等対策事例

分類	名称	施策内容
予 防	銀行との協定、空き家ローン	・ 空き家の所有者等が行う自主的な除却を支援するために実施する事業の連携・協力、解体・修繕の費用に関する相談、空き家の活用についての所有者等からの相談。（札幌市） ・ 解体・有効活用ローン、空き家に関連するローン等。（札幌市）
	空き家バンク	空き家及び空き地の有効活用を通して、移住・定住の促進や住宅ストックの循環利用を図ることを目的として空き家情報登録と情報公開（北海道）
	シルバー人材センターとの協定	シルバー人材センターが空家等の所有者等と契約し、空家等の管理について、シルバー人材センターが受託できる一般作業を実施（横浜市）
	専門団体等（不動産、賃貸、法務、建築、NPO法人の専門家団体等）との協定	空家所有者が抱える課題に応じた相談や派遣、空き家の媒介、適正な管理に向けた啓発・PR等。（相模原市）
	相談窓口、相談会・講座、相談員派遣	窓口開設、相談会実施、相談員派遣など、空き家の活用、管理、売却など関する相談に対応（神戸市）
利活用	空家の流通・活用の手引き、空家等の活用の事例集、家活用支援事業サイトを作成	・ 空家を流通・活用するための相談窓口、相談ポイント、活用事例、関連する市の制度を紹介（横浜市） ・ 建物所有者や事業者の方々にヒアリング調査を行い、空家等の活用事例集を作成（大阪市） ・ 空家活用やリノベーションに関するイベントやリノベーション事例などを HP で紹介（神戸市）
	空き家利活用プロジェクト、意見交換会、地域提案型空き家活用、リノベーションデザインコンクール、活用コンペ等	・ 学生・企業が連携し空き家や利用ニーズ等の調査から住居の企画提案、空き家オーナーへのアプローチやリノベーション等の地域に密着した空き家利活用の仕組みを検討・提案。（横浜市） ・ 市民や地域で活動する方と空き家化の予防や見守り、地域のために活用していく等の意見交換。（川崎市） ・ 空家の利活用策と周辺を巻き込んだまちづくりについて、学生や建築家などからアイデア募集。（大阪市） ・ 中古住宅のイメージアップや住宅取得者層へ空き家の魅力的な活用をアピールするため、空き家を改修して新しい住まい方等の提案を求める（神戸市） ・ 商店街などが連携して、まちのリノベーションに向け建物のリノベーションやまちづくりで活躍する専門家等による様々なトークイベントや、空き店舗等の利活用による地域活性化の提案を行うワークプログラムを実施（大阪市）
	空き家活用リフォーム推進、空き家再生、流通支援などに関する補助	「福祉活動」、「住み替え」、「地域活動や地域住民の交流拠点等の用途に活用」、「適正管理」といった条件に適合する空き家のリフォーム費用を一部補助（新潟市）
除 却	除却補助・除却の推進	倒壊等のおそれのある危険な空家を除去する際に要する工事費の一部を補助（仙台市） 家屋・土地の固定資産税及び都市計画税を減免